



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 山 本 英 樹
幹 事 三 宅 善 太 郎 会 報 委 員 長 奥 田 秀 行



ROTARY: MAKING A DIFFERENCE

ロータリー：変化をもたらす

2017-2018年度国際ロータリー会長 イアン H.S. ライズリー

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2355

2018-1-26

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
http://www.osaka-johnan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL.(06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

本日の例会 1月26日(第4例会)

- 卓話 「大阪城南 RC にとっての職業奉仕とは」
各クラブ職業奉仕に対する認識と活動に
大きな差がある現状、大阪城南 RC として
どうあるべきか。
パスト会長 光信昌明会員
(西澤吉樹職業奉仕委員長担当)
- クラブフォーラム(職業奉仕)
13:40 ~ 15:00
シェラトン都ホテル大阪 3階 金剛の間

次週のお知らせ 2月2日(第1例会)

- 表彰・ホームクラブ連続皆出席
- お祝・誕生日 結婚記念日 会社創立記念日
- 卓話 「私のカンボジア 20 年」
ポル・ポト虐殺政権崩壊から 38 年。
私が見聞きした内戦からの復興について
国際 NGO カンボジアチルドレンケア代表 松井寿之氏
(山口 寛国際奉仕委員長担当)
- 理事会 11:30 ~ 12:10
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- クラブフォーラム(国際奉仕)
13:40 ~ 15:00
シェラトン都ホテル大阪 3階 葛城の間
- 食膳 <日本料理 節分定食>

次々週のお知らせ 2月9日(第2例会)

- 卓話 「企業財務と保険」
宮田正人会員

先週の記事 1月19日(第3例会)

- 出席報告
出席会員 42 名 (内免除会員 11 名)
会員総数 49 名 (同上 16 名)
ゲスト 0 名
ビジター 0 名
計 42 名
ホームクラブ出席率 95.45%
12月22日(第4例会) 補正出席率 100% (MU 3名)

◆会長の時間◆

本日は、クラブ協議会が開催されます。クラブ協議会
は、クラブのプログラムと活動もしくは会員教育につ
いて協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員
会委員長を含むクラブ会員全員の会合とされていま
す。クラブは、委員会ごとに多岐にわたる活動を実施し
ており例会に出席するだけではその全体像は分かりま
せん。クラブ協議会は、クラブ活動を知る良い機会です
ので多くの会員に出席いただきたいと思います。

◆委員会報告◆

親睦・出席委員会 梅崎委員長
昨年ご案内しました「新入会員歓迎会」を来週26日
(金)午後6時より、シェラトン都ホテル大阪3階 中華料
理「四川」で開催いたします。ご予約よろしくお願
いいたします。

雑誌・広報委員会 岩永建保委員長
「ロータリーの友」誌2018年1月号推奨記事のご紹介
【横組記事より】
P.3 RI会長メッセージ
ロータリーの多様性を維持するために若く有能な会
員と女性を入会させなければならないと主張されて
います。
P.7~11 職業奉仕について考える(元RI理事・松宮 剛)
職業は、受け手の様々な必要性に伴って生れてきたの
であるという基本に立てば、「奉仕」の精神は、職業にそ
もそも内在しているものである。ロータリーの職業奉仕
の理念は、よりよき職業者として、互いに応え合うとい
うところにあり、会員相互の交流が基本である。

【縦組記事より】
P4~8 SPEECH 企業人のための危機管理
(消防防災危機管理アドバイザー・元国際レスキュー
サーニー 神谷)
企業人のための危機管理で一番大事なことは、危機
の「最初の一つ」を見極めることにある。
P.14 友愛の広場 東京足立RCには、24歳の学生
起業家が入会しているとのことで、挨拶で「自分には、
才能がないので、才能のある人に出会う才能を磨い
てきた」との記事。
P.19 男性ホルモンの話 テストステロンの補充維
持が、加齢男性腺機能低下症候群を防ぐとのことで、
詳細はお読みください。

1月は職業奉仕月間です!!

◆ 3 分間情報 ◆



「ロータリーの友より」 境 高彦会員
「今だからこそ他力本願をやめよう」。
「ロータリーは魅力がなくなった」「ロータリーは面白くなった」「量より質を問うべきだ」「クラブの活性化を」…云々。

このような意見がロータリアンの中で繰り返されつつも、ロータリーは100年も続き新世紀を迎えております。前述の意見等は、「ロータリーの友」にも度々掲載されますが、これらを言う事によって何がどう解決されるのでしょうか。又、実際に解決したのでしょうか？ 何故ロータリーは続いているのでしょうか？ 時代に合わない組織、集団、生物が消滅する事は歴史が証明しています。

確かに会員の減少は深刻ですが、100年間繁栄を続けてきた事を認めるべきです。繁栄する程、人が怠惰になり堕落するのは当然の事。愚痴を言う前に、この衰退や逆境こそが自分を磨くチャンスとなると考えるべきです。クラブが掲げる年間目標は単なるお題目ではなく、全会員の協力なくして成功は望めません。総力を挙げて大成功させようではありませんか。面白くないのなら、魅力がないと感じたら、自ら行動を起こすべきではないでしょうか。

「仕事」の主人公はいつも自分自身です。「仕事」と「作業」とは異なります。仕事を分解していくといくつかの作業になります。しかし「作業」をいくら集めても仕事にはなりません。人に命が宿っているように仕事には「思い」が宿っていなければなりません。より良くしたい、貢献したいという思いです。

入会したら自分を磨き自分から積極的に行動すべきです。他力本願をやめて目標に向かって「作業」ではない本当の「仕事」をしようではありませんか。それこそ「超我の奉仕」であり、「職業奉仕」なのです。

には従来からある重大な欠陥が指摘されていました。

① 契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人でないケースで契約者が死亡して契約者名義を変更した場合、その時点での解約返戻金相当額が相続財産として相続税の課税対象となるが、保険金が支払われたわけではないため支払調書が提出されず、税務署がこれを把握できない。

② 契約者名義を変更した後に死亡保険金、満期保険金、解約返戻金を受取った場合、本来は変更前の契約者が支払った保険料に対応する受取金は贈与税の対象となるが、支払調書は支払時点での契約内容で作成されるため、契約途中で名義変更があったことを税務署が把握できない。

つまり、①②の場合ともに、納税者自らが申告するか税務署が税務調査で見つけない限り、契約途中での契約者変更の事実を税務署が正しく把握することができないということです。これを何とか改善したいというのがここ数年の国税庁の要望としてあり、平成27年度の税制改正で実現されました。改正された内容は以下の通りです。

「i. 保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととする。」

「ii. 生命保険金等の支払調書について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。」
となっており、平成30年1月1日以降の契約者変更については、税務署に全て把握されることになりました。



◀ 米山功労賞表彰 井上会員

卓話

1月19日〈第3例会〉

「生命保険の契約者変更が税務署に全て把握される時代が来た!」



山本智重会員
税務署に対しては様々な情報が各所から報告される仕組みがあり、私達の生活の実態が正確に把握できるようになっています。各生命保険会社から税務署に提出される支払調書もその1つです。

平成29年12月31日までは、主に次のような場合に支払調書が提出されていました。

- 1回の支払金額が100万円を超える死亡保険金、満期保険金、解約返戻金等が支払われた場合
- 同一人に対して年間に20万円を超える年金給付金が支払われた場合

税務署はそれらの情報を基に納税者の申告漏れを指摘するわけですが、この生命保険会社の支払調書

にここ箱

1月19日(第3例会)

• 本日卓話を担当させていただきます。前回同様、緊張のあまり汗だくになると思いますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

山本(智)会員

• 先日の写真同好会は大いに盛り上がりました。岡部(泰)さん早速、写真有難うございます。

三宅会員

• 泰鑑さん、毎年お年賀有難うございました。うちの息子、お干菓子大好きです。浅井さん、いろいろ有難うございました。

村上(武)会員

• その他、4件

(編集担当 大原・中辻)

会員増強にご協力を!!